野々市市監査公表第５号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和７年５月 27 日

野々市市監査委員　東　田　敏　彦

野々市市監査委員　中　村　義　彦

１　定期監査

（１）措置通知があった年月日　　令和７年５月２日

（２）措置を講じた部局等　　秘書課

（３）監査結果の公表年月日　　令和７年３月 17 日（野々市市監査公表第１号）

（４）監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|---|---|
| 支出事務<br>旅行依頼の専決区分、また、旅費関係の提出資料について改善を求める。監査対象の多くの課において、非常勤の特別職、外部講師等について、旅行依頼簿の専決区分が市の例規から確認できなかったが課長専決としている例を複数確認した。地方自治法施行令第 173 条の６の規定があるため、規定のない慣例に基づく財務事務は存在しないと考える。費用弁償の支給方法は、地方自治法第 203 条の２第５項により、条例でこれを定めなければならないと規定しており、旅費条例第４条により、旅行は、任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならないと規定している。また、旅行命令等と添付資料の提出状況は部署により異なり、出納に必要な資料のみ作成している例があった。必要な書類は会計事務説明会の参加者から他の職員へ情報共有されていないこと、所管する秘書課の審査を受ける機会がないことが原因ではないか。また、市財務規則別表第３により支出負担行為に必要な主な書類を旅行命令書と規定しており、旅費条例が規定する文書名と一致していない。業務に必要な文書名は揃えた方が良いと考える。 | 指摘事項等について、下記のとおり改善いたします。<br><br>・職員以外の者における旅行依頼の専決区分については、内容を精査し、必要に応じて市処務規程に規定を追加します。<br><br>・旅費関係の提出資料については、改めて職員へ周知を図るとともに、必要な書類に関する規定を市職員等旅費条例施行規則へ追加します。<br><br>・市財務規則中の「旅行命令書」を「旅行命令簿等」に改めます。 |